

【表1】 やむを得ない事情と経過措置

やむを得ない事情	経過措置の期限
(1) 23年2月末までにベンダーと契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも23年9月まで)
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6カ月後まで
(3) 訪問診療のみ提供する医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の運用開始(24年4月)まで
(4) 改築工事中、臨時施設の医療機関	改築工事が完了するまで、臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている医療機関	廃止・休止するまで(遅くとも24年秋まで)
(6) その他特に困難な事情がある医療機関	特に困難な事情が解消されるまで

- (6)の「その他特に困難な事情」について
 ▶高齢の医師・歯科医師でレセプト取扱件数が少ない(目安:2023年4月時点で月平均レセプト件数が50件以下で年齢70歳以上、65~69歳は個別判断)
 ▶自然災害等により継続的に導入が困難
 ▶その他例外措置又は(1)~(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

2022年8月に療養担当規則の改定が行われ、今年4月からオンライン資格確認が原則義務化されることと決定されましたが、多くの医療者の反発も相俟って、厚労省は昨年末に2023年4月

【図1】 届出書がある厚労省のサイト

オンライン資格確認 導入事例紹介特設サイト
 システムの導入から運用までの事例を紹介します

経過措置

本サイト中段にある「経過措置」で届出書の確認を!

インターネットで猶予届出を提出する場合はこちら(医療機関等向けポータルサイト)

1日以降の経過措置を示しました(表1)。ベンダーと契約をしたものの、システムの整備が間に合っていないという場合であれば、導入期限をシステム整備が完了する日(遅くとも2023年9月)までとするなど、限られたものですが

6つの経過措置が設けられています。「原則すべての医療機関で4月からマイナンバーカードを保険証として使えるようになる」とした厚労省の思惑は完全に頓挫しました。その理由は、1月29日付朝日新聞の報道であるように、工事の進行状況

【図2】 オンライン資格確認導入の猶予届出書(見本)

(別添2) オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

II. 届出内容

該当するオンライン資格確認導入の猶予類型

⑤の回答に応じた補足事項

⑦備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日 開設者名 (住所 干)
 厚生(支)局長 殿

は現時点で4割程度、4月には多く見積もって7割程度とし、「義務化によって工事が立て込んだ」との声を紹介し、「強引な進め方であって、チグハグぶりは否めない」と指摘しています。まさに

経過措置対象の医療機関は、あらかじめ、支払基金(原則、医療機関等向けポータルサイト)を經由して、地方厚生(支)局に猶予届出書を届け出

る必要があります。経過措置の詳細や届出方法に

認ください。厚労省ホームページの「オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局、システムベンダー向け)」の中でオンライン資格確認義務化の経過措

置に係る届出書がアップされました(ホーム→医療→オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局、システムベンダー向け)。ちょうど真ん中あたりの「経過措置」の表の上に掲載されています(図1)。猶予届出書様式は図2のとおりです。

猶予届出書類入手困難な先生は協会へ

なお、ポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能です。が、「パソコンが苦手」「書類が入手できない」など、届出書の入手が困難な先生は届出書を郵送しますので事務局までお申し込みください。